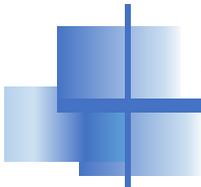


中小企業政策審議会第10回「金融ワーキンググループ」



「信用補完制度の見直しに向けての 方向性〈論点整理〉」に対する意見等

平成28年11月4日

一般社団法人 第二地方銀行協会

1. 会員銀行の現況

— 平成28年3月末現在 —

銀行数 41行

店舗数 3,056店

役職員数 45,415人

預金量 64.2兆円

貸出金 49.2兆円
(うち中小企業向け 23.6兆円)

自己資本比率 (国際統一基準)
12.53%

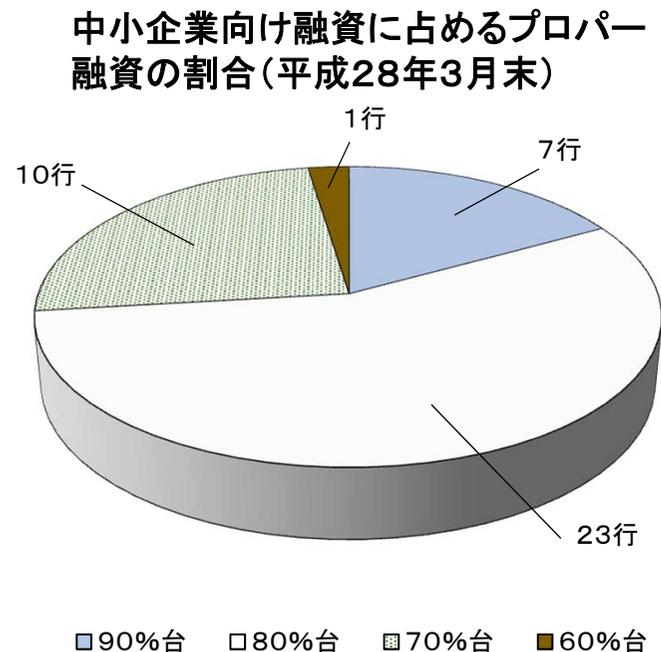
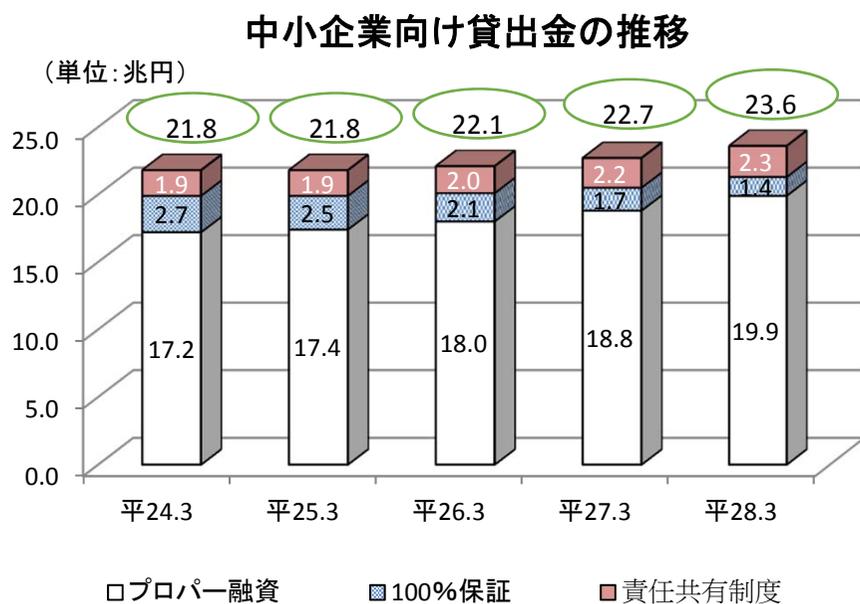
自己資本比率 (国内基準)
9.88%

2. 当業態の意見等（リスクシェアの考え方）

- 信用保証付き融資とプロパー融資のリスクシェアについて、信用力や事業性の異なる債務者に対し、一律の基準で対応することは困難であるため、現場の実態に則した柔軟な運用ができる仕組みとしてもらいたい。
- 保証協会によるプロパー融資の情報開示や中小企業庁・金融庁のモニタリングは、金融機関の過度な負担にならないよう配慮願いたい。

(参考) 会員銀行における保証付融資とプロパー融資のリスクシェアの状況

- 平成28年3月末における会員銀行の中小企業向け融資残高に占めるプロパー融資の割合は、84.3%。個別行ベースでは、90%台が7行、80%台が23行、70%台が10行、60%台後半が1行。



(出所) 日本銀行、中小企業庁ホームページ掲載データにより作成(右表も同じ)。

2. 当業態の意見等（ライフステージ各局面における施策＜持続的発展＞）

- 持続的発展の保証は意義があり、その中でも特別小口保険に係る保証および小口零細企業保証制度の限度額は、小規模事業者の利便性向上の観点から、日本政策金融公庫が実施する小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）と同水準（2,000万円）に引き上げてもらいたい。

（参考）小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）の概要

・対象者 : 従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主

※ 平成26年1月7日から、サービス業のうち、従業員20人までの宿泊業・娯楽業（映画館等）の事業者を新たに追加。

・貸付限度額: 2,000万円

・貸付期間 : 運転資金7年以内、設備資金10年以内

2. 当業態の意見等（危機時の対応の在り方）

- セーフティネット保証5号の保証割合の引下げは、激変緩和の観点から必要最小限に止めてもらいたい（保証割合を80%未満にしないこと）。

2. 当業態の意見等（その他）

- 事務処理の変更やシステム対応の要否を判断する必要があるため、詳細設計の内容はできるだけ早期に開示してもらいたい。
- 見直し後の制度実施は、金融機関の準備期間を十分確保してもらいたい。
- 本制度の見直しについては、政府・関係省庁による中小企業向けの十分な周知を行ってもらいたい。

3. まとめ

本制度の見直しに係る詳細設計の検討や法案策定に当たっては、中小企業・小規模事業者の実情や私ども金融機関の意見等を踏まえ、中小企業・小規模事業者の成長・発展を促し、生産性向上や地方創生に資するための持続可能な信用補完制度が確立されることを切に希望。